

平成23年3月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（14件）

（1）亀山市暴力団排除条例の制定について

この条例は、暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することについて、市の基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定するものです。

制定内容は次のとおりです。

（ア）目的及び定義＜第1条・第2条関係＞

条例の目的と、条例で使用する用語の意義について定めます。

（イ）基本理念及び市等の責務＜第3条～第5条関係＞

暴力団追放三ない運動の理念を基本として、市、市民及び事業者等の連携及び協力の下、暴力排除を推進することを基本理念とし、市、市民及び事業者の責務を定め

ます。

(ウ) 市が行う措置等<第6条～第11条関係>

暴力団排除を推進するため、市が行う措置等を定め
ます。

(エ) 利益供与及び威力利用の禁止<第12条・第13条
関係>

市民及び事業者が、暴力団の威力を利用する等の目
的で、暴力団員等に財産上の利益の供与をすること、
及び債権の回収等のため、暴力団の威力を利用するこ
とを禁止することとします。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(2) 亀山市職員定数条例の一部改正について

平成17年度に亀山市定員適正化計画を策定し、5年間
で職員数を5%削減することを目標として、定員の適正化
を図ってきました。

その過程において、平成18年度には部・室制を導入し、
また、平成21年度には部局間の事務移管を含めた組織・
機構改革を実施する等、市の組織体制を確立させてきたと
ころです。

今回、新たに策定した定員適正化計画においては、増加

する行政需要への対応と市民サービスの確保のため、行財政改革を進めることにより、平成22年4月1日からの5年間については職員数を現状維持としたことから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、市長の事務部局の職員など、市全体の職員定数を686人から606人に改めるものです。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(3) 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第61号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が平成23年4月1日から施行され、非常勤職員についても、一定の要件を満たす場合は育児休業等ができることとなるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は次のとおりです。

(ア) 非常勤職員について育児休業ができることとされたことを受け、育児休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加します。

(イ) 非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、該当する事由に応じて、子の1歳到達日、子が1歳2か月に達する日（育児休業の期間は最長1年間）又は子が1歳6か月に達する日と規定します。

(ウ) 非常勤職員が、再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定します。

(エ) 非常勤職員について部分休業ができることとされたことを受け、部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加します。

(オ) 非常勤職員の部分休業を承認する時間の範囲を規定します。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(4) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢は、厳しさを増しています。

このような状況から、市長及び副市長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問を行ったところ、これま

での行政改革の取組、財政状況、人口規模、他市の特別職の給料水準等を総合的に勘案し5%の減額を行うことが適当である旨の答申がありました。

この答申を受け、平成23年4月1日以降、現市長の任期中は、市長及び副市長の給料等を減額するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は次のとおりです。

(ア) 平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額とします。

(イ) 平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算します。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(5) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢は、厳しさを増しています。

このような状況から、市長及び副市長の給料について亀山市特別職報酬等審議会に諮問を行ったところ、教育長の給料についても市長及び副市長の給料と同じく5%の減額を行うことが適当である旨の意見が答申に付されました。

この意見を受け、平成23年4月1日以降、現市長の任期中は、教育長の給料等について減額するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は次のとおりです。

(ア) 平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額とします。

(イ) 平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算します。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(6) 亀山市基金条例の一部改正について

市が設置している運用基金のうち、「国民健康保険高額療養費貸付基金」については、高額療養費の現物給付化制

度の実施に伴い、同基金を原資金とする高額療養費資金貸付の利用実績が月平均1件弱、1件当たりの貸付金額は10万円弱の状況です。

また、「国民健康保険出産費資金貸付基金」についても、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が平成21年10月に創設されたことに伴い、同基金を原資金とする出産費資金貸付の利用実績がない状況です。

このような状況から、基金の有効活用を行うため、国民健康保険高額療養費貸付基金の金額を2,000万円から200万円とし、国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止する改正を行うものです。

なお、施行日は、公布の日とします。

(7) 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

平成22年4月1日現在、亀山市の保育所の待機児童数は30人を数え、県下の市町の中で最も多い人数となっています。保育所の入所希望者は、0歳～2歳の低年齢児を中心に年々増加の傾向にあり、平成23年度以降においても、なお待機児童が発生することが予測され、この問題の解消が喫緊の課題となっています。

このことから、亀山市介護予防支援センターの1階部分を保育施設に改修し、待機児童の解消を図るとともに、同施設の2階部分は、近年増加している発達障がい児を支援するため、療育相談事業の充実を図ることとしています。

このように多様化する福祉サービスの需要に対応し、子どものための施設機能を充実するため、介護予防支援センターを亀山市総合保健福祉センターの分館とし、その位置を亀山市亀田町466番地19とする改正を行うものです。

なお、施行日は、平成23年7月1日とします。

(8) 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

少子化対策の充実を図るための当面の施策として、健康保険制度において、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することとされることに伴い、市の国民健康保険においても所要の改正を行うものです。

改正内容は、出産育児一時金の支給額について、35万円を39万円に改め、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、4万円を引き上げる経

過措置の規定を削除するものです。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(9) 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法及び地方税法施行令の一部改正（平成22年3月31日公布、平成22年4月1日施行）により、国民健康保険税の基礎課税額等の課税賦課限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）を現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税賦課限度額を現行の12万円から13万円に、それぞれ法定の課税賦課限度額に改正します。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(10) 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）が平成22年5月19日に公布され、政令（平成22年12月22日公布）により施行日が平成23年4月1日とされたことに伴い、本条例

で引用している同法の条項を改めます。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(1 1) 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正 について

亀山市中央コミュニティセンターを拠点とした音楽活動の拡大を目的として、当センターの楽器及び音響機器を充実し、広く市民の利用に供するため、附属器具及びその利用料金の額を規定する改正を行うものです。

なお、施行日は、公布の日とします。

(1 2) 亀山市営住宅条例の一部改正について

昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅及び昭和38年から昭和41年までの間に建設した準耐火構造の市営住宅については、亀山市住生活基本計画において、新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、昭和38年度に建設された亀田（尾崎）住宅の戸数を「12」から「9」に改め、昭和39年度に建

設された和田住宅の戸数を「20」から「18」に改めます。

なお、施行日は、公布の日とします。

(13) 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

現在、北中勢水道用水供給事業北勢長良川水系については、計画給水量18,000 m^3 /日のうち、亀山市を含む6市町に13,400 m^3 /日（亀山市には7,000 m^3 /日）が一部給水されています。

平成23年4月1日からは、8市町に計画給水量の全部が給水されることに伴い、当事業に係る給水を受ける場合の水道料金について、1箇月の基本料金を、基本使用水量1 m^3 につき、現行3,390円から2,992円に改正します。

なお、施行日は、平成23年4月1日とし、同月分の水道料金から適用します。

(14) 亀山市介護予防支援センター条例の廃止について

亀山市介護予防支援センターでは、平成16年から、高齢者の介護予防、生きがいづくり及び健康づくりを目的に高齢者生きがい活動支援通所事業を実施してきました。

近年、通所型の介護予防事業や地域での介護予防活動が充実し、事業の利用者が減少しています。

一方、福祉施策の実施において、保育所の待機児童の解消や、近年増加している発達障がい児の支援が、喫緊の課題となっています。

このように多様化する福祉サービスの需要に対応し、子どものための施設機能を充実するため、当センターを総合保健福祉センターの分館とすることから、本条例を廃止するものです。

なお、施行日は、平成23年7月1日とします。

2 補正予算関係（8件）

- (1) 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- (2) 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- (3) 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- (4) 平成22年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- (5) 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- (6) 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (7) 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- (8) 平成22年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。
各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 新年度予算関係（9件）

- (1) 平成23年度亀山市一般会計予算について
- (2) 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- (4) 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- (5) 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- (6) 平成23年度亀山市水道事業会計予算について
- (7) 平成23年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- (8) 平成23年度亀山市病院事業会計予算について
- (9) 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

以上、各会計の平成23年度当初予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

4 その他（5件）

（1）指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者を指定する期間は、平成23年4月1日から3年間とします。

施設 井田川小学校区第二学童保育所

指定管理者となる団体

井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会

（2）市道路線の廃止について

亀山市道路台帳の整備に伴い、平成22年9月30日以前に認定した全ての市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

（3）市道路線の認定について

亀山市道路台帳の整備に伴い、全ての市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

(4) 専決処分の報告について

市道野村19号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成22年12月24日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

(5) 専決処分の報告について

市道平尾15号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成23年2月7日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

平成22年度 補正予算(3月定例会 先議)総括表

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第4号)	22,053,311	9,000	22,062,311

◆主な補正内容

○ 一般会計(第4号)

歳入

国庫支出金	住民生活に光をそそぐ交付金	9,000 千円
-------	---------------	----------

歳出

民生費	図書等充実事業(保育所)	3,600 千円
教育費	図書等充実事業(幼稚園)	2,000 千円
	児童図書充実事業(図書館)	3,400 千円

平成22年度 補正予算(3月定例会)総括表

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第5号)	22,062,311	△ 1,515,174	20,547,137
国民健康保険事業特別会計 (第3号)	4,122,815	8,029	4,130,844
後期高齢者医療事業特別会計 (第2号)	733,448	△ 5,012	728,436
農業集落排水事業特別会計 (第3号)	536,796	8,203	544,999
公共下水道事業特別会計 (第2号)	1,368,573	△ 43,245	1,325,328
水道事業会計 (第2号)	1,840,830	△ 74,000	1,766,830
工業用水道事業会計 (第1号)	119,364	0	119,364

◆主な補正内容

○ 一般会計(第5号)

(千円)

歳入

地方交付税	地方交付税	180,169
国庫支出金	きめ細かな交付金	10,626
	安全・安心な学校づくり交付金(小、中、幼)	67,455
寄付金	公益的施設整備費寄附金	6,183
繰入金	財政調整基金繰入金	△538,400
	地域福祉基金繰入金	△16,391
諸収入	資源物売却代金	19,570
市債	和賀白川線整備事業債(合併特例債)	△276,100
	野村布気線整備事業債(合併特例債)	△322,200
	亀山中学校改築事業債	△60,400
	関中学校改築事業債(合併特例債)	△151,200
	臨時財政対策債	△352,300

歳出

きめ細かな交付金事業(川崎南保育園乳幼児室整備、市道二本松4号線)		15,226
総務費	ケーブルテレビ活用促進事業	4,500
民生費	国民健康保険事業繰出金	8,991
	子ども手当給付費	△16,999
	民間保育所整備事業	△17,860
農林水産業費	農業集落排水事業繰出金	13,500
土木費	和賀白川線整備事業	△290,530
	野村布気線整備事業	△339,106
	公共下水道事業繰出金	△38,187
教育費	亀山中学校改築事業	△176,000
	関中学校改築事業	△122,000
	亀山東幼稚園改築事業	△52,000
○ 国民健康保険事業特別会計(第3号)		
	(歳入)国民健康保険高額療養費貸付基金繰入金	18,000
	(歳入)国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金	2,000
	(歳出)国民健康保険給付費等支払準備基金積立金	20,000
○ 後期高齢者医療事業特別会計(第2号)		
	(歳出)後期高齢者医療広域連合納付金	△4,612
○ 農業集落排水事業特別会計(第3号)		
	(歳出)昼生地区整備事業	13,447
○ 公共下水道事業特別会計(第2号)		
	(歳出)施設整備事業	△38,191
○ 水道事業会計(第2号)		
	(歳出)建設改良費	△74,000

○継続費

(単位:千円)

会計	款	項	事業名	全体計画							
				年度	区分	年割額	左の財源内訳				
							特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
一般会計	教育費	中学校費	亀山中学校改築事業	21	補正前	492,576	62,777		159,000		270,799
					補正後	492,576	62,777		159,000		270,799
					補正額	0	0	0	0	0	0
				22	補正前	663,424	63,834		265,900		333,690
					補正後	487,424	83,593		205,500		198,331
					補正額	△ 176,000	19,759	0	△ 60,400	0	△ 135,359
				合計	補正前	1,156,000	126,611	0	424,900	0	604,489
					補正後	980,000	146,370	0	364,500	0	469,130
					補正額	△ 176,000	19,759	0	△ 60,400	0	△ 135,359
			関中学校改築事業	21	補正前	499,901	72,476		395,400		32,025
					補正後	499,901	72,476		395,400		32,025
					補正額	0	0	0	0	0	0
				22	補正前	773,099	72,017		628,000		73,082
					補正後	651,099	93,672		476,800		80,627
					補正額	△ 122,000	21,655	0	△ 151,200	0	7,545
				合計	補正前	1,273,000	144,493	0	1,023,400	0	105,107
					補正後	1,151,000	166,148	0	872,200	0	112,652
					補正額	△ 122,000	21,655	0	△ 151,200	0	7,545
			亀山東幼稚園改築事業	21	補正前	22,600					22,600
					補正後	22,600					22,600
					補正額	0	0	0	0	0	0
22	補正前			326,400	51,123				275,277		
	補正後			274,400	65,671				208,729		
	補正額			△ 52,000	14,548	0	0	0	△ 66,548		
合計	補正前			349,000	51,123	0	0	0	297,877		
	補正後			297,000	65,671	0	0	0	231,329		
	補正額			△ 52,000	14,548	0	0	0	△ 66,548		

○繰越明許費

追加

(単位:千円)

会計	款	項	事業名	金額	所管
一般会計	3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画策定事業	2,316	地域福祉室
		2 児童福祉費	川崎南保育園乳幼児室整備事業(きめ細)	5,226	子ども家庭室
	8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持修繕事業(きめ細)	10,000	維持修繕室
			和賀白川線整備事業	8,169	まちづくり整備室
			野村布気線整備事業	10,002	まちづくり整備室
		4 都市計画費	市単道路整備事業	17,136	まちづくり整備室
		4 都市計画費	景観計画策定事業	3,000	まちづくり計画室
9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業	3,402	消防総務室	

変更

(単位:千円)

会計	款	項	事業名	補正前	補正後	所管
一般会計	3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所整備事業	183,902	166,042	子ども家庭室
公共下水道事業	1 事業費	2 建設改良費	施設整備事業	53,000	68,000	下水道室

○債務負担行為

廃止

(単位:千円)

会計	事項	期間		限度額		所管
		補正前	補正後	補正前	補正後	
一般会計	亀山城多聞櫓修理工事監理委託料	H23	—	4,000	—	まちなみ文化財室
	亀山城多聞櫓修理工事	H23	—	31,900	—	まちなみ文化財室
水道事業	水道事業会計システム費	H23-H27	—	9,558	—	上水道室
工業用水道事業	工業用水道事業会計システム費	H23-H27	—	756	—	上水道室

変更

会計	事項	期間		限度額		所管
		補正前	補正後	補正前	補正後	
一般会計	第1次総合計画・後期基本計画策定委託料	H23	同左	2,500	2,043	企画政策室
	斎場管理業務委託料	H23-H25		60,000	23,814	環境保全対策室
	商業活性化調査研究事業委託料	H23		1,500	951	商工業振興室
	中学校パソコンソフトウェア借上料	H23-H27		26,500	23,780	教育研究室
	旧館家住宅警備保障業務委託料	H23-H26		756	176	まちなみ文化財室
	外国語指導助手配置業務委託料	H23-H24		30,000	27,720	学校教育室

○地方債

変更

会計	起債の目的	補正前	補正後	所管
		限度額	限度額	
一般会計	臨時財政対策	961,500	609,200	財務室
	道路整備事業	655,500	57,200	まちづくり整備室
	消防施設整備事業	15,700	12,700	消防総務室
	亀山中学校改築事業	265,900	205,500	教育総務室
	関中学校改築事業	628,000	476,800	教育総務室
農業集落排水事業	農業集落排水事業	87,100	78,900	下水道室
公共下水道事業	流域下水道事業	38,600	51,800	下水道室
	公共下水道事業	296,500	258,100	下水道室